

福島市告示第358号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、指定医療機関等から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3の規定に基づき、告示する。

令和7年12月17日

福島市長 馬場 雄基

名称	所在地	廃止年月日
すぎやま内科内視鏡クリニック	福島市渡利字舟場 20 番地	令和 7 年 10 月 31 日
ふくしまパンダ小児科	福島市南沢又字舘ノ内 66 番地の 2	令和 7 年 10 月 31 日